

# 公 告

令和8年(2026年)3月5日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-144
(2) 件 名	全窒素全りんCOD自動測定装置保守管理業務
(3) 履行場所	真庭市中島ほか地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	蒜山浄化センター、中和浄化センター 上記施設の全窒素全りんCOD自動測定装置の保守点検調整、試薬の調合・補充及び廃液の運搬・処分
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	建物管理等各種保守管理(上下水道施設保守)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月25日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課 【TEL】0867-42-1108へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月16日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	上下水道課 【メール】jougesuido@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月25日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課へ連絡すること。)

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月25日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月26日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市上下水道課

TEL 0867-42-1108 / FAX 0867-42-1403

# 全窒素全りんCOD自動測定装置保守管理業務仕様書

## 第1条（目的）

この仕様書は、真庭市（以下「発注者」という。）が管理する下記施設の全窒素全りんCOD自動測定装置の保守管理業務について定めるものとする。

施設名	所在地	装置メーカー	供用開始年度
蒜山浄化センター	真庭市蒜山東茅部 1674	(株)アナテック・ヤナコ	平成 16 年度
中和浄化センター	真庭市蒜山下和 199-1	(株)アナテック・ヤナコ	平成 16 年度

## 第2条（履行期間）

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

## 第3条（業務内容）

この保守管理業務委託は、全窒素全りんCOD自動測定装置に使用する試薬の調合・補充及び廃液の運搬・処分を 1 ヶ月に 1 度行い、当該機器の保守点検調整を行うものとする。また、上記施設一覧表の供用開始年度を基準年として、定期交換部品の交換調整を行うものとする。

## 第4条（法令等の遵守）

1 受託者は、保守管理作業に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守する。

なお、「関係法令等」とは、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、水道法、騒音規正法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

2 受託者は、資格等（資格、検定、認定等）を、必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとする。

3 各浄化センターに設置された全窒素全りんCOD自動測定装置の保守点検には、メーカー独自の専門知識及び技術等が必要である。

受託者は、過去 3 年間に当該設備同等の保守点検の実務経験があり、当該設備の設備内容に精通し、特殊専用部品が入手可能である者とする。

## 第5条（基本事項）

1 この保守管理業務委託は、契約書、保守管理業務仕様書に基づいて行う。

2 仕様書等に疑義がある場合は、双方の協議によってこれを決定する。

## 第6条（提出書類）

受託者は、指定する期日までに次の書類を監督員に提出すること。ただし、保守管理業務内容により監督員が別途、他の書類の提出を求める場合もある。

提出書類	提出期日	部数
電子マニフェストシステムの加入証（写し）	契約締結後すみやかに	1部
産業廃棄物処理委託契約書（収集運搬用）	契約締結後すみやかに	1部
産業廃棄物処理委託契約書（処分）	契約締結後すみやかに	1部
点検報告書	点検終了後すみやかに	1部
保守管理業務報告書	委託期間終了後すみやかに	1部

## 第7条（電子マニフェスト）

- 1 発注者及び受託者は、電子マニフェストシステムを利用するものとする。
- 2 受託者は、産業廃棄物の数量等について、収集の都度、発注者と共に確認すること。
- 3 受託者は、産業廃棄物収集運搬、処理業務がそれぞれ終了した後、速やかに電子マニフェストシステムの処理を行うこと。
- 4 発注者における本業務の履行確認は、電子マニフェストシステムにより行う。

## 第8条（安全管理）

- 1 受託者は、保守管理作業に当たり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。
- 2 受託者は、保守管理作業に当たり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所・地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。
- 3 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じる。

## 第9条（衛生管理）

受託者は、下水道施設構内又はその付近での保守管理作業に当たって、下水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意する。

## 第10条（作業時間）

保守管理業務の作業時間は、平日の8時30分から17時00分の間とする。  
ただし、時間外作業を行う場合は事前に監督員の承認を得るものとする。

## 第11条（保守管理用工器具等）

保守管理用工器具及び作業用消耗品は、原則として受託者が持参したものを使用する。

## 第12条（保守管理作業用電力及び保守点検作業用水）

保守管理作業用電力及び保守点検作業用の水は、原則として発注者が支給する。

## 第13条（事前協議）

受託者は、工程等業務に必要な事項について監督員と事前に協議をする。

第 14 条（作業立会）

受託者は、原則として監督員立会いのもとに保守管理作業を行う。